

労働安全衛生法に基づく

健康診断を実施しましょう。

- 事業者は、労働安全衛生法第 66 条に基づき、従業員に対して医師による健康診断を実施しなければなりません。
また従業員は事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

【検討内容】

定期健康診断（常時使用する従業員） 1 年以内に 1 回

1 名様単価 ￥8, 0 0 0（税抜）

項 目	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 採血検査（各種） 7 尿検査 8 心電図検査 9 問診（総合診療科）
-----	--

【ライフクリニックへの変更の流れ】

- ① 定期健康診断実施による医療機関との取り交わし。
- ② 毎年、事前に従業員名簿計画を双方、相談する。
- ③ クリニックへ来所し、健診を受けていただく。
- ④ 健診結果等は事業者にとりまとめて、お渡しする。
- ⑤ 請求書と実施名簿をそえて、事業者へ渡す
- ⑥ 事業者は、後日まとめて支払う。

